

本市訪問型サービス（独自）サービスコード表

※灰色は廃止、水色は新設、黄色は変更

令和6年4月

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176 1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1日割		日割の場合	39単位	39 1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2日割			日割の場合	77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3日割			日割の場合	123単位	123 1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	287	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37 1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100 1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50 月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算		

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。